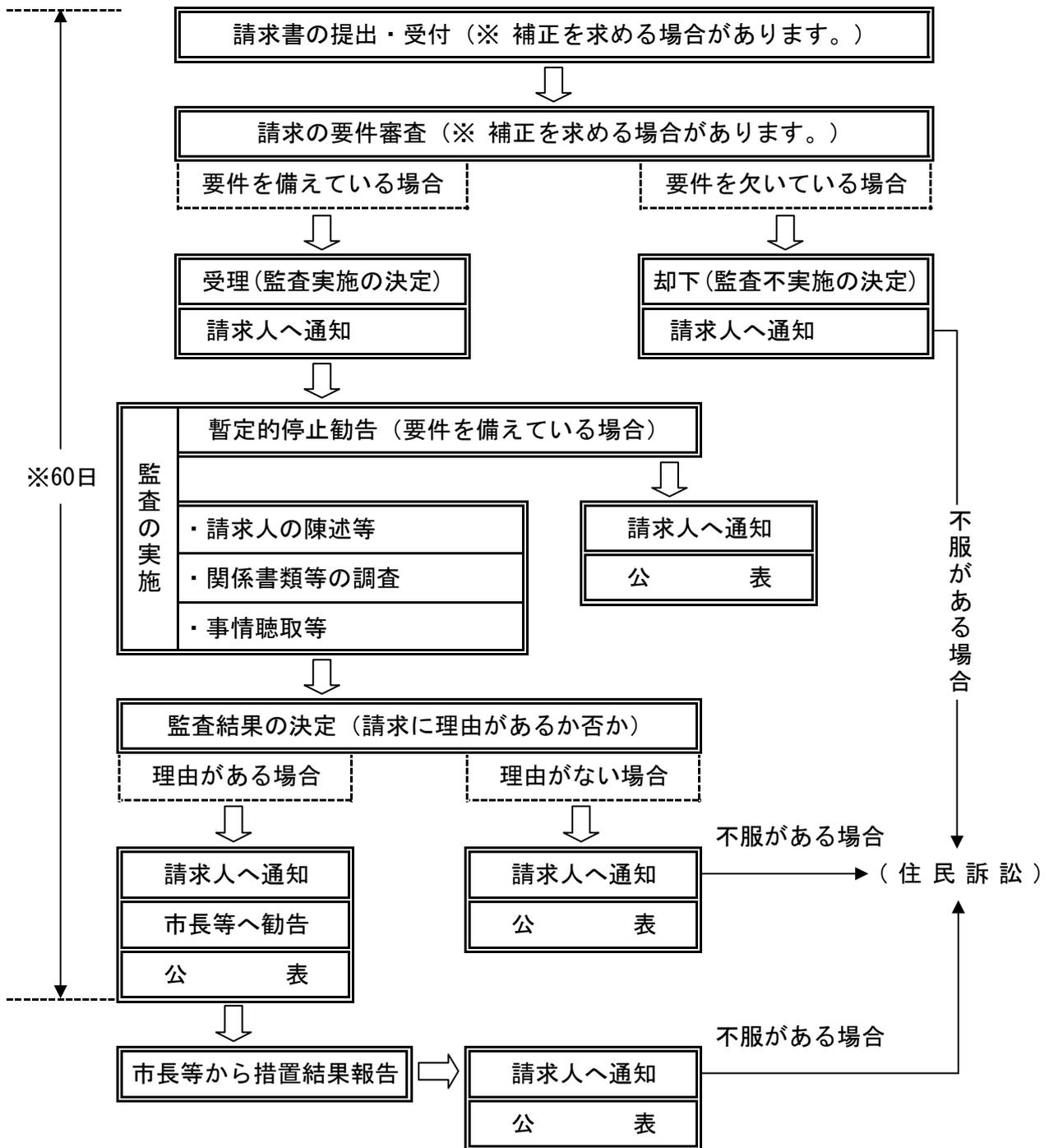


住民監査請求書が提出されると、次のような流れで監査委員の監査等が行われます。



※ 1 請求書の要件に不備がある場合は、期間を定めて補正を求める場合があります。

※ 2 請求書の受付から監査結果の通知までの期間は60日以内です。60日は請求書の受付日の翌日から起算します。

※ 3 請求人への通知文は、郵送する場合は書留郵便等とし、直接請求人に手渡す場合は、受取書を徴することとしています。